

被保険者の配偶者等が自営業者（個人事業主）の場合の被扶養者認定について

<自営業者（個人事業主）とは>

自営業者とは、自己の責任と権限のもとで自ら事業を営み、生活に必要な収入を自ら得ることを選択した者で、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負う者となります。そのため、国民健康保険への加入が原則となります。

<自営業者の扶養認定要件>

健康保険法における被扶養者の認定要件は、対象者の年間「収入」が130万円未満（対象者が19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）（※）の場合は150万円未満、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）であり、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満である場合です。

自営業者の場合、この収入要件は単に年収額のみで判断されるものではなく、被保険者の支援がなければ生活が成り立たない方、事業内容が家計補助的な小規模事業と認められるかどうかなどを、当組合にて総合的に勘案のうえ、判断することとなります。

認定対象は、被保険者の収入により生活の大半を継続して維持されている方となります。経営状態の悪化等、収入減少が一時的である場合は被扶養者として認められません。

<自営業者の収入の算出方法>

給与所得者や年金受給者の場合は生活に必要な経費控除が認められず、収入総額が対象となるのに対し、自営業者の収入の算出にあたっては、事業で得た売上原価と、「直接的必要経費」を控除することが認められています。

「直接的必要経費」とは、税法上の必要経費とは異なり、「その費用がなければ当該事業が成り立たない経費（実額）」です。

そのため被扶養者認定における自営業者の年間収入は税法上の所得とは一致しないこととなります。なお、収入および経費ともに、継続的に発生すると見込まれるものについてのみ算出します。

<直接的必要経費>

当健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めております（詳細は以下一覧参照）。

「収支内訳書」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算します。

- 【一覧】
- 「○」…直接的必要経費として認める経費
 - 「△」…条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費
 - 「×」…直接的必要経費として認めない経費

※「△」「×」の科目で直接的必要経費として申告するものや収支内訳書等の経費欄の項目にない「経費」

については個別に判断いたしますので、「直接的必要経費申告書」で申告してください。

「直接的必要経費申告書」には、裏付けとなる証拠書類の添付が必要です。

【直接的必要経費：一般所得用】

科目	認定可否	備考
給料賃金	×	従業員を雇い賃金を支払っている場合や、手伝いの家族に賃金を支払っている場合には、事業主として事業を営んでいると見なされますので、被扶養者とは認定しません。
外注工賃	○	
減価償却費	×	財産に基づくものとみなし、直接的必要経費とは認められません。
貸倒金	×	実際に金銭が支出していないため、経費としては認められません。
地代家賃	△	借主の名義が認定対象者ご本人である必要があります。 自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、自宅負担分と事業所負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。
利子割引料	×	ローンの対象となるものは個人財産とみなし、利子割引料は個人財産に対する費用とされるため直接的必要経費とは認められません。
租税公課	×	収入や財産に応じ課されたものですので、直接的必要経費とは認められません。
損害保険料	×	その経費がなければ事業が成り立たないとはみなされませんので、直接的必要経費としては認められません。
接待交際費	×	その経費がなければ事業が成り立たないとはみなされませんので、直接的必要経費としては認められません。
消耗品費	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断します。
水道光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、自宅負担分と事業所負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。
広告宣伝費	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断します。
通信費	△	自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、自宅負担分と事業所負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。 (例1) 法人契約を結んでいる契約書及び領収書等の利用明細 (例2) 事業用と個人用それぞれの領収書等の利用明細 など
修繕費	△	原則は認められませんが、事業の内容と修繕の目的を確認した上で認められる場合があります。
福利厚生費	×	その経費がなければ事業が成り立たないとはみなされませんので、直接的必要経費としては認められません。
雑費	×	
荷造運賃	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断します。
旅費交通費	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断します(通勤に伴う費用は認められません)。

【直接的必要経費：農業所得用】

科目	認定可否	備考
雇入費	×	従業員を雇い賃金を支払っている場合や、手伝いの家族に賃金を支払っている場合には、事業主として事業を営んでいると見なされますので、被扶養者とは認定しません。
小作料・賃借料	△	自宅と事業所が別住所の場合のみ可。
減価償却費	×	財産に基づくものとみなし、直接的必要経費とは認められません。
貸倒金	×	実際に金銭が支出していないため、経費としては認められません。
利子割引料	×	ローンの対象となるものは個人財産とみなし、利子割引料は個人財産に対する費用とされるため直接的必要経費とは認められません。

租税公課	×	収入や財産に応じ課されたものですので、直接的必要経費とは認められません。
土地改良費	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	×	
農業(薬)衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	×	
動力光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、自宅負担分と事業所負担分とを明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。
作業用衣料費	×	
農業共済掛金	×	その経費がなければ事業が成り立たないとはみなされませんので、直接的必要経費としては認められません。
荷造運賃手数料	×	
雑費	×	
農地物件（農産物）以外の棚卸高	×	

【直接的必要経費：不動産所得用】

科目	認定可否	備考
給料賃金	×	従業員を雇い賃金を支払っている場合や、手伝いの家族に賃金を支払っている場合には、事業主として事業を営んでいると見なされますので、被扶養者とは認定しません。
減価償却費	×	個人財産に基づくものとみなし、直接的必要経費とは認められません。
貸倒金	×	実際に金銭が支出していないため、経費としては認められません。
地代家賃	×	
借入金利子	×	ローンの対象となるものは個人の財産とみなされ、借入金利子は個人財産に対する利子とされるため事業の経費とは認められません。
租税公課	×	収入や財産に応じ課されたものですので、直接的必要経費とは認められません。
修繕費	×	
雑費	×	
損害保険料	×	その経費がなければ事業が成り立たないとはみなされませんので、直接的必要経費としては認められません。

【注意】

1. 認定基準内の収入であることを示す確定申告書等を提出できない場合は、健康保険組合で判断ができないため、認定不可となります。
2. 基準内の収入であっても、一時的な収入減でないことを確認するため、過去の収入や現在、将来の経営状況を伺った上で総合的に判断します。
3. 原則的には上記の表に基づいて対応しますが、事業や支出の内容によっては、個々の案件毎に判断することがあります。
4. 上記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱います。